

令和4年4月1日

予定価格事後公表の対象工事変更について

令和4年4月1日以降に公告する予定価格1億5,000万円(税込)以上の建設工事(総合評価方式)の電子入札は、予定価格を落札決定の後に公表します。

※ 令和3年度までは、予定価格4億円(税込)以上の電子入札が対象

対象工事は、入札公告時に予定価格が事前公表されませんので、御注意願います。

【再度の入札について】

予定価格を事後公表する入札で、1回目の入札で落札者が決定しない場合は、原則、翌日に、2回目の入札(=「再度の入札」)を実施します。

◆ 再度の入札は、1回目の入札の内容によって、参加できない場合があります。

1回目の入札金額が失格基準価格未満の価格だった。 … 再度の入札に参加できません。
1回目の入札に参加しなかった。 … 再度の入札に参加できません。

◆ 次の場合は、再度の入札に参加できます。

1回目の入札金額が、予定価格を超過した。 … 再度の入札に参加できます。
1回目の入札で添付した内訳書の内容を間違えた。 … 再度の入札に参加できます。

【参考】

再度の入札は、1回目の入札で、落札者がいなかった場合に実施します。全ての入札が予定価格を上回っているケースや、落札候補者が内訳書不備により落札者となれず、他に候補者がいないケースも、再度の入札になります。